

医師による任意届け出制度

日本医師会によるガイドライン

手順

①医師は患者を診察し、別表に示す関係学会が作成するガイドライン等を参照して、当該患者が「一定の症状を呈する病気等」に該当すると診断した場合には、運転免許の保有を確認する。

②当該患者からの聞き取りにより、運転免許の保有の有無が確認できない場合には、公安委員会に確認することができる。

③運転免許の保有が確認された場合は、当該患者の疾病及び症状が自動車の運転に支障を来す恐れがあることを患者に丁寧に説明するとともに、運転をしないよう指導し、診療録に記載する。

④患者への指導が困難な場合は、その家族を通じての指導を考慮する。

⑤上記③④を実施しても当該患者が受け容れず、現に運転している場合には、当該患者の診断結果について、医師は個人情報を含め公安委員会へ届け出ることができる旨の説明の上、運転しないよう再度指導し、その旨を診療録に記載する。

⑥上記の説明にもかかわらず、一定の症状を呈する病気等の患者が運転免許を保有し、かつ、現に運転していることが明らかな場合には、医師は定められた書式を公安委員会から入手し、必要事項を記入した上で届け出ることができる。届け出は公安委員会へ持参するか、書留で郵送する。

*なお、[道交法101条の6第3項](#)の規定により、[刑法の秘密漏洩罪](#)の規定その他の守秘義務に関する法律（個人情報保護法等）の規定は、医師から公安委員会への届け出を妨げるものではない。

参考) [101条の6の3](#)、[刑法の秘密漏洩罪](#)の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による届出をすることを妨げるものと解釈してはならない。